

最低制限価格及び低入札調査基準価格等の見直しについて

令和 8 年 4 月 1 日

総務係

令和 8 年 4 月 1 日以降に入札公告又は指名通知を行う建設工事に係る競争入札において設定する最低制限価格及び低入札調査基準価格等について、次の通り見直しを行いましたので、お知らせします。

1 最低制限価格及び低入札調査基準価格の改正

改正前

区分	範囲
建設工事	① 直接工事費の額に 10 分の 9.5 を乗じて得た額 ② 共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額 ③ 現場管理費相当額に 10 分の 7 を乗じて得た額 ④ 一般管理費の額に 10 分の 3 を乗じて得た額



改正後

区分	範囲
建設工事	① 直接工事費の額(ただし、建築工事及び設備工事はこれに 10 分の 9 を乗じて得た額)に 10 分の 9.7 を乗じて得た額 ② 共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額 ③ 現場管理費の額(ただし、建築工事及び設備工事はこれに直接工事費に 10 分の 1 を乗じて得た額を加えた額)に 10 分の 9 を乗じて得た額 ④ 一般管理費等の額に 10 分の 6.8 を乗じて得た額

【最低制限価格及び低入札調査基準価格の算出方法】

- (1) 上表の①～④の額(円未満切り捨て)の合計額を算出する。
- (2) ただし、(1)の合計額が予定価格に 10 分の 9.2 を乗じて得た額を超える場合は 10 分の 9.2 を乗じて得た額とし、予定価格に 10 分の 7.5 を乗じて得た額に満たない場合は、10 分の 7.5 を乗じて得た額とする。
- (3) (1)又は(2)の条件で算出した額の 1 万円未満の端数を切り捨てた額が、最低制限価格又は低入札調査基準価格となる。

2 低入札価格調査における数値的判断基準の改正

(1) 費目別判断基準

改正前

区分	範囲
①直接工事費	予定価格の算定の基礎となった直接工事費に10分の7.5を乗じて得た額から1万円未満の端数を切り捨てた額以上
②共通仮設費	予定価格の算定の基礎となった共通仮設費に10分の6を乗じて得た額から1万円未満の端数を切り捨てた額以上
③現場管理費	予定価格の算定の基礎となった現場管理費に10分の4を乗じて得た額から1万円未満の端数を切り捨てた額以上
④一般管理費	予定価格の算定の基礎となった一般管理費に10分の3を乗じて得た額から1万円未満の端数を切り捨てた額以上



改正後

区分	範囲
①直接工事費	予定価格の算定の基礎となった直接工事費(建築工事及び設備工事にあつては10分の9を乗じて得た額)に10分の7.5を乗じて得た額から1万円未満の端数を切り捨てた額以上
②共通仮設費	予定価格の算定の基礎となった共通仮設費に10分の7を乗じて得た額から1万円未満の端数を切り捨てた額以上
③現場管理費	予定価格の算定の基礎となった現場管理費に10分の7を乗じて得た額から1万円未満の端数を切り捨てた額以上
④一般管理費	予定価格の算定の基礎となった一般管理費に10分の5.5を乗じて得た額から1万円未満の端数を切り捨てた額以上

(2) 総額判断基準

改正前

【①～③の合計】（一万円未満切捨）

区分	範囲
①直接工事費	予定価格の算定の基礎となった直接工事費に10分の9.5を乗じて得た額から1万円未満の端数を切り捨てた額以上
②共通仮設費	予定価格の算定の基礎となった共通仮設費に10分の9を乗じて得た額から1万円未満の端数を切り捨てた額以上
③現場管理費	予定価格の算定の基礎となった現場管理費に10分の2を乗じて得た額から1万円未満の端数を切り捨てた額以上
④一般管理費	-



改正後

【①～④の合計】 - 【工事価格の3%】（一万円未満切捨）

区分	範囲
①直接工事費	予定価格の算定の基礎となった直接工事費(建築工事及び設備工事にあつては10分の9を乗じて得た額)に10分の9.7を乗じて得た額から1万円未満の端数を切り捨てた額以上
②共通仮設費	予定価格の算定の基礎となった共通仮設費に10分の9を乗じて得た額から1万円未満の端数を切り捨てた額以上
③現場管理費	予定価格の算定の基礎となった現場管理費に10分の9を乗じて得た額から1万円未満の端数を切り捨てた額以上
④一般管理費	予定価格の算定の基礎となった一般管理費に10分の6.8を乗じて得た額から1万円未満の端数を切り捨てた額以上

問い合わせ先
芳賀中部上水道企業団
総務係
TEL 028-677-1661
FAX 028-677-3789